



令和8年度 新座市入学準備金・奨学金 利子補給金交付制度のご案内

高校や大学等の入学・進学のために、対象機関から教育資金を借り入れた方に対し、前年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に支払った返済利子の一部又は全部を補給します。

対象者について

令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に返済した利子があり、以下の要件すべてに該当する方が対象となります。

- 令和6年4月1日以降に学校教育法に定める高等学校、大学（大学院を除く）、高等専門学校及び専修学校に入学した生徒・学生又はその保護者で、日本政策金融公庫又は日本学生支援機構から教育に係る資金を借り入れている方
- 新座市に引き続き1年以上住民登録がある方
- 世帯全員が市税を滞納していない方

融資及び奨学金の詳細については、借り入れ機関又は在学中の教育施設に直接お問合せください。

制度の対象となる機関及び融資について

【入学準備金】

日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）のうち、入学する月の翌月までに「入学資金」として借り入れたもの

【奨学金】

日本学生支援機構の貸与奨学金（第二種奨学金（有利子））

補給金額について

生徒又は学生1人につき年額2万円まで、総額は、2万円に正規修学期間の年数を乗じた額を限度とします。

※ 同一の学校で、入学準備金と奨学金を併用している場合も、総額は上記の金額が限度となります。

対象利子について

前年度中に返済した利子（延滞利子を除く。）を補給します。令和8年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った利子が対象です。

【入学準備金】

利子の支払開始月から対象教育施設の正規の修学期間が終了する月（退学した場合は、退学した月）まで

<例>

- ・ R7.3月入学準備金を借り入れ
- ・ R7.4月4年制大学入学（R11.3月卒業予定）
- ・ R7.5月返済開始

限度額
年額2万円、総額8万円

正規の修学期間（R7.4～R11.3）					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象利子	R7.5～R8.3	R8.4～R9.3	R9.4～R10.3	R10.4～R11.3	—

<申請>
限度額
2万円

<申請>
限度額
2万円

<申請>
限度額
2万円

<申請>
限度額
2万円

【奨学金】

利子の支払開始月から、対象教育施設の正規の修学期間の月数を経過する月（退学した場合は、退学した月までの月数を経過する月）まで

<例>

- ・ R6.4月4年制大学入学、R10.3月卒業予定
- ・ R6.4月から奨学金を借り入れ
- ・ R10.10月返済開始

限度額
年額 2万円、総額 8万円

年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
対象利子	R10.10 ~R11.3	R11.4 ~R12.3	R12.4 ~R13.3	R13.4 ~R14.3	R14.4 ~R14.9	
	<p><申請> 限度額 2万円</p>				<p><申請> 限度額 2万円</p>	

正規の修業期間分
(4年間分)が対象

総額8万円に達していなければ申請可
残額と2万円を比較し、金額が少ない方を補給

申請期間及び申請方法について ※ 申請書は、市ホームページ及び学務課にあります。

令和8年12月28日(月)までに利子補給金交付申請書と必要書類を窓口又は郵送で学務課へご提出ください。

申請書類 ※ 「お支払済額明細書」・「入金一覧表」は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間が含まれているものを取得してください。

【共通】

- ① 入学準備金・奨学金利子補給交付申請書兼請求書
- ② 個人情報利用目的外利用同意書※

※ 申請者と同一世帯に属する方全員の自署が必要です。提出することにより、市税の納税証明書及び住民票の写しの提出を省略することができます。個人情報利用目的外利用同意書を提出しない場合は、以下のとおり、市税の納税証明書及び住民票の写しを提出してください。

【納税証明書】前年度及び本年度のもので、課税されている全税目を世帯全員分。世帯全員分の完納証明書でも可。

【住民票の写し】申請時点のもので、世帯全員が記載されているもの。

- ③ 申請書に記載した振込先口座の通帳の写し等（金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人（カタカナ）が分かる部分）

【入学準備金】

- ① 対象教育施設発行の在学又は卒業を証明する書類（入学年月日記載のもの、学生証は不可）
- ② 日本政策金融公庫が発行する「契約内容お客様控え（借用証書部分）の写し」又は「ご融資のお知らせ・借用証書の写し」
- ③ 日本政策金融公庫が発行する「お支払済額明細書」

※ 上記③については、日本政策金融公庫浦和支店へご連絡していただくか日本公庫ダイレクトの証明書オンライン発行サービスから取得してください。

<日本政策金融公庫浦和支店> 電話：0570-015295

<日本公庫ダイレクトの証明書オンライン発行サービス>

日本公庫ダイレクトへの会員登録に加え、お取引先さま専用サービスの利用申請が必要となります。 <https://direct.jfc.go.jp/>



【日本公庫ダイレクト】

【奨学金】

- ① 対象教育施設発行の卒業を証明する書類（入学年月日記載のもの、学生証は不可）
- ② 日本学生支援機構が発行する「入金一覧表」

※ 上記②については、日本学生支援機構 奨学金相談センターに電話連絡の上、取得してください。

<日本学生支援機構 奨学金相談センター> 電話：0570-666-301

【問合せ】 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
新座市教育委員会学務課 利子補給担当
電話 048-477-6869（直通）



【←新座市 HPはこちら】